

令和8年度古賀市広告付窓口用封筒提供者募集要項

広告付窓口用封筒（以下「封筒」という。）を製作し本市に無償提供していただける広告事業者を、次のとおり募集します。

1. 種類及び数量

種類及び数量		使用予定数量（3年間）
封筒1	A4サイズ対応封筒（ふたなし）	60,000枚
封筒2	A5サイズ対応封筒（ふたなし）	15,000枚
合計		75,000枚

※数量は増減する可能性があります。

2. 規格

材質	上質紙または再生上質紙
刷色	任意
広告掲載（位置）	各封筒の表面部分及び裏面部分
（範囲）	面積の40%程度
（枠数）	任意
その他	<p>① 封筒内に広告である旨を明記し、市が広告の募集者であるような誤解を受けることが無いよう配慮すること。</p> <p>② 広告掲載枠以外の部分は市の記載とし、記載内容は市が指定する。（市が指定する記載部分の印刷も併せてお願いします。）</p> <p>③ 掲載内容については、毎年度双方協議の上、更新する。</p>

3. 設置予定期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間

4. 設置場所

市民国保課

5. 納入基準

窓口用封筒の設置期間中は、窓口用封筒の在庫管理を事業者が行うこととし、市が窓口用封筒の補充を依頼した場合は、市が指定する設置場所に必要部数の窓口用封筒を隨時

納入するものとします。

6. 広告掲載基準

封筒に広告を掲載する際の基準は次のとおりですので、遵守してください。

(広告内容については、別途審査を行います。)

(1) 原則

広告掲載事業の実施において、法令遵守、消費者保護、青少年健全育成、人権尊重、性差別防止、商取引の公正、品位の保持、社会の健全な発展その他必要な事項に配慮すること。

(2) 掲載の制限

広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合は、当該広告の掲載が認められません。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 市の公共性を損なうもの
- ③ 公序良俗に反するもの
- ④ 人権侵害と認められるもの
- ⑤ 政治性が認められるもの
- ⑥ 宗教性が認められるもの
- ⑦ 社会問題についての主義主張、意見広告又は個人的宣伝に類するもの
- ⑧ 美観風致を害するもの
- ⑨ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものと関係するもの
- ⑪ その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

7. 応募資格

応募資格は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 広告に関する企画、宣伝、制作等の業務を行っている業者であること。
- (2) 封筒を製作し無償提供することについて、官民又は市内外を問わず誠実に履行した実績があること。
- (3) 福岡県内に、本社、支社、営業所のいずれか1つ以上があること。

- (4) 申込者の所在地が古賀市内の場合は県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険税、古賀市以外の場合は国税を完納していること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。提供者が法人の場合にあっては、法人の役員が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) その他法令等を遵守すること。

8. 応募期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月27日（火）まで ※当日必着

9. 応募方法

郵送又は持参により、次の提出書類をご提出ください。

※持参による場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後4時までの間にご持参ください。

【提出書類】

- ① 物品納入申込書（様式第1号（第3条第1項関係））
- ② 会社概要等（広告業務実績等）
- ③ 封筒の見本（各規格2部ずつ）
- ④ 納税（滞納がないことがわかる）証明書 ※上記7.（4）参照

◆注意事項

提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外には使用しません。また、提出された書類は、返却いたしません。

10. 選定方法

- (1) 封筒の提供者は、提出書類等に基づき、7. 応募資格の要件をすべて満たしているかを審査し選定します。なお、複数の者が当該要件を満たすときは、抽選により一者を提供者として選定します。
- (2) 審査の内容は、公表いたしません。
- (3) 審査の結果は、文書で通知します。
- (4) 審査結果に対しての異議申立ては、受け付けません。

11. その他注意事項

- (1) 上記10により提供者が選定されたときは、市と提供者とは速やかに封筒の製作及び無償提供に関する協定を締結します。
- (2) 封筒は、証明窓口にてお客様が証明書（住民票の写し等）を持ち帰る際に、自由に利用いただいている封筒であり、本市が利用を促進するものではありません。
- (3) 申請に要する一切の費用については、実施予定事業所の負担となります。

12. 書類の提出先及びお問い合わせ先

古賀市役所市民部市民国保課市民係 担当 實渕

電話：092-942-1123

住所：〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号